平成２４年（フ）第２６４号
長野市若里４丁目４番１―107号　ハウスバイン
破産者　西本　孝樹
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
長野県大町市大町2563番地２号
破産者　原　まゆみ
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２７３号
長野県松本市大字岡田下岡田1419番地５、前住所長野県松本市大字岡田下岡田354番地４
破産者　小野　　實
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３７９号
愛知県一宮市更屋敷字南出13ロイヤル一宮604、住民票上の住所愛知県一宮市今伊勢町馬寄字福塚前23番地１
破産者　野田　史郎
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１２６号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川505番地８　ワンウィルＣ棟207号
破産者　青木　俊幸
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３３９６号
大阪市西淀川区出来島２丁目７番20号楓荘26号室
破産者　芦田　　均
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８９９号
大阪市阿倍野区旭町３丁目２番５―606号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区昭和町２丁目２番23号
破産者　紅矢　俊栄
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９０２号
大阪市阿倍野区旭町３丁目２番５―606号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区昭和町２丁目２番23号
破産者　紅矢　智子
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９４６号
大阪府高槻市津之江町３丁目１番18号
破産者　石田イツ子
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１００号
大阪市住吉区万代２丁目２番27号　ロア帝塚山302号、前住所大阪市西成区南開１丁目４番20号
破産者　小林正幸こと　李　　正憲
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７７６号
大阪府河内長野市木戸１丁目８―１　パークヒルズ千代田405号、開始決定時の住所大阪府河内長野市あかしあ台１丁目24番19号
破産者　松井　保夫
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７８４号
大阪市北区大淀中２丁目２番７号　キリンパークサイド803号室
破産者　津﨑　幸恵
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０６７号
大阪府守口市大久保町５丁目55―５、住民票上の住所大阪府枚方市東香里３丁目２番22号
破産者　大志建装こと　大田　　忠
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２７９号
大阪府八尾市久宝園２丁目31番地の36
破産者　ダイレイ工業こと　田村　忠秀
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３０８号
大阪市中央区南船場１丁目８番19―1101号
破産者　岩田　光博
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７１２号
大阪市城東区放出西２丁目16番22号
破産者　瀬川　恵子
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７９９号
大阪市住吉区長居１丁目７番８―502号
破産者　田中　雄二
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８６９号
大阪府大東市氷野３丁目11番50号　レスタージュ住道1311号
破産者　辻井　　勲
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部